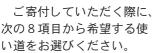
本年から、新しくふるさと 納税制度がスタートしました。 これは、出身地や特別に応援 したいと思う都道府県や市町 村に寄付をすることで、所得 税やお住まいの市町村の個人 住民税が軽減される制度です。 ふるさと納税で、遠く離れた 地から町を応援しませんか。

ふるさと納税制度で町を応援しませんか

【問い合わせ】役場企画財政課 財政担当(☎82-3111内線431)

選択できる使い道

納めていただいた「ふる さと納税」は、町のさまざ まな事業に使われますが、 産業振興や福祉など、使い 道を特定の分野に指定する ことができます。





選べるふるさと納税の使い道

- ①産業振興…農林水産業などの地域特性を生かした産業 の振興に使用します。
- ②環境対策・生活基盤整備…山田の海を守る会事業など の環境保全や道路などの生活基盤整備に使われます。
- ③福祉…高齢者や障がいがある方とともに支え合い、ともに生きる地域福祉事業に使われます。
- ④子育で支援…子供を安心して生み育てることができる 社会環境づくりに使われます。
- **⑤教育・文化**…心豊かでたくましく生きるひとづくり事業に使われます。
- ⑥地域づくり…住民参加と協働で自律を目指すまちづくりに使われます。
- ⑦その他…使い道について、特にご希望がある場合は具体的に指定することができます。
- ⑧町政一般…町長に使い道をお任せします。

納付方法は4種類

納付方法は次の4種類となります。「ふるさと納税申 出書」でご希望の納付方法を選択し、必要事項を記入し てお送りください。

ふるさと納税申出書の用紙を希望する方には、郵送やファクス、電子メールでお送りいたします。また、山田町役場ホームページでダウンロードすることもできますので、ご利用ください。

役場ホームページ http://www.town.yamada.iwate.jp/ 納付方法

①金融機関で納付

納付書をお送りしますので、金融機関でお納めください。なお、現在利用できる金融機関は岩手銀行と北日本銀行の本店、各支店となっています。

- ②全国のゆうちょ銀行・郵便局で納付 納付書をお送りしますので、ゆうちょ銀行・郵便局 でお納めください(全国どこでも利用できます)。
- ③現金書留で納付

現金書留にてお送りください。なお、郵送料はご負担いただきますよう、お願いいたします。

送付先

〒028-1392岩手県下閉伊郡山田町八幡町 3-20山田町役場「ふるさと納税」担当あて

④役場に現金を持参して納付

直接現金でも納付できます。役場4階の企画財政課 へお越しください。

税額が軽減されます

ふるさと納税として納めていただいた金額のうち、5,000円を超える分が所得税と住民税の控除対象になり、確定申告や住民税申告をすることで税額が軽減されます。所得税軽減額=(年間寄付額-5,000円)×所得税率住民税軽減額=次の①と②の合計

①基本控除=(年間寄付額-5,000円)×10%

②特例控除=(年間寄付額-5,000円)×(90%-所得税率) ※年間寄付額は、1月から12月までの間の寄付合計額で す。控除対象になる寄付額には上限があります。

軽減を受けるためには確定申告か住民税申告が必要です ふるさと納税を納めていただいた方には、受領書と「寄 附証明書」が発行されますので、この書類を添えて確定 申告または住民税申告をしてください。控除によって所 得税が軽減された場合、源泉徴収の方は還付となり、申 告納税の方は納める税額が少なくなります。また、住民 税が軽減される場合は翌年度の税額が少なくなります。

《参考》所得税率

課税所得	税 率
195万円以下	5 %
195万円超~330万円以下	10%
330万円超~695万円以下	20%
695万円超~900万円以下	23%
900万円超~1,800万円以下	33%
	40%